

## [事案 2024-120] 死亡保険金支払請求

・令和7年3月12日 和解成立

### <事案の概要>

告知義務違反を理由に、死亡保険金が支払われなかったことを不服として、死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和5年3月に被保険者である配偶者が死亡したため、令和元年8月に契約した終身保険にもとづき死亡保険金を請求したところ、令和4年11月の復活請求（復活②）に係る告知義務違反を理由に契約が解除され、死亡保険金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、保険金を支払ってほしい。

- (1) 配偶者は、復活②の際、告知の時点から遡って1年の間に、パーキンソン病での入院歴があったことが告知義務の対象となっていたことを知らない。
- (2) 配偶者は、申込時に、自らパーキンソン病であることを積極的に募集人に伝えており、隠匿する意図は一切なかった。また、令和2年9月の復活請求（復活①）においても、ありのままにパーキンソン病の治療や処方薬について告知書に記載しており、保険会社に積極的に伝える意図があったことが看取できる。
- (3) 配偶者は、復活②の際には、復活①において、自らがパーキンソン病であることを伝えた上で復活が認められていたことから、改めて保険会社に告知する必要はないと考え、告知書にパーキンソン病による入院を含む治療歴を記載しなかった。
- (4) 復活②の手続は、全て保険会社からの郵便物の送付のみで行われており、告知書の記載方法や注意事項について、特段対面や電話での説明はなく、告知書の体裁としても、入院の有無について記載する欄は、非常に小さな記入欄に入院「1回分」の期間のみが記載できるような体裁であった。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 復活②の告知書には、「契約日以降、過去1年以内に、病気やケガで入院をしたこと、または手術を受けたことがありますか」と記載があり、これらの事実の有無および当該事実がある場合の詳細の告知を求めている。
- (2) 申立人配偶者は、令和3年12月以降、頻回にパーキンソン病により入院しており、復活②の告知の直前まで繰り返されていた入院の事実を承知していた。申立人配偶者は、少なくとも入院の期間や頻度に照らし、当該入院が告知すべき重要な事実であることも認識していたと考えざるを得ず、それにもかかわらず、入院の事実を告知書に記載していないことは、故意により告知義務に違反したものといえる。
- (3) 当社は、告知書用紙とともに申立人配偶者に送付した記入例や記入に当たっての注意事項をまとめた書面でも、「1つの項目で複数の事柄が該当する場合は、該当するすべての事柄について、詳細記入欄にご記入ください」と明記しており、重要事項説明書には、告知に関する問合せ先の電話番号を大きく表示しており、仮に記載方法に迷うところがあったとしても、当該連絡先に連絡する等して、記載方法について容易に問い合わせることができた。

## <裁定の概要>

### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、復活①②における事情等を把握するため、申立人および申立人代理人に対して事情聴取を行った。

### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 重要事項説明書には、告知に関する疑問・質問がある場合は、告知サポートデスクに問い合わせるよう指示があり、電話番号が記載されているが、復活のための告知をする被保険者が高齢である場合、能動的に告知サポートデスクに電話をして問い合わせをすることは、期待できないものと思われる。
- (2) 契約申込時の告知ではなく、復活時の告知である場合、より複雑な事情が発生する余地がある。
- (3) 本告知が、復活における告知であることや被保険者が高齢者であることに配慮した、例えば、担当者が電話で確認するなどの対応がなされていれば、正確な告知ができた可能性がある。
- (4) 復活②の告知が正確になされれば、その時点で、保険会社は復活を認めなかったと思われ、契約は終了して申立人配偶者はその後の保険料の出捐を免れたものと思われる。